

雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律案 新旧対照表

雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）

| 改 正 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 現 行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第十条）</p> <p>第二章 求職者及び求人者に対する指導等（第十一条—第十五条）</p> <p>第三章 職業訓練等の充実（第十六条・第十七条）</p> <p>第四章 職業転換給付金（第十八条—第二十三条）</p> <p>第五章 事業主による再就職の援助を促進するための措置等（第二十四条—第二十七条）</p> <p>第六章 外国人の雇用管理の改善、再就職の促進等の措置（第二十八条—第三十条）</p> <p>第七章 雑則（第三十一条—第三十八条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、国が、少子高齢化による人口構造の変化等の経済社会情勢の変化に対応して、雇用に関し、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずることにより、労働市場の機能が適切に發揮され、労働力の需給が質量両面にわたり均衡することを促進して、労働者がその有する能力を有効に發揮することができるようにし、これを通じて、</p> | <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第七条）</p> <p>第二章 雇用対策基本計画（第八条・第九条）</p> <p>第三章 求職者及び求人者に対する指導等（第十条—第十五条）</p> <p>第四章 技能労働者の養成確保等（第十六条・第十七条）</p> <p>第五章 職業転換給付金（第十八条—第二十三条）</p> <p>第六章 事業主による再就職の援助を促進するための措置（第二十四条—第二十六条）</p> <p>第七章 雑則（第二十七条—第三十一条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、国が、雇用に関し、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずることにより、労働力の需給が質量両面にわたり均衡することを促進して、労働者がその有する能力を有効に發揮することができるようにし、これを通じて、労働者の職業の安定と経済的社会的地位の向上とを図るとともに、国民経済の均衡ある発展と完全雇用の達</p> |

労働者の職業の安定と経済的社会的地位の向上とを図るとともに、経済及び社会の発展並びに完全雇用の達成に資することを目的とする。

2 この法律の運用に当たつては、労働者の職業選択の自由及び事業主の雇用の管理についての自主性を尊重しなければならず、また、職業能力の開発及び向上を図り、職業を通じて自立しようとする労働者の意欲を高め、かつ、労働者の職業を安定させるための事業主の努力を助長するように努めなければならない。

#### (国の施策)

第四条 国は、第一条第一項の目的を達成するため、前条に規定する基本理念に従つて、次に掲げる事項について、必要な施策を総合的に講じなければならない。

一 各人がその有する能力に適合する職業に就くことをあつせんするため、及び産業の必要とする労働力を充足するため、職業指導及び職業紹介に関する施策を充実すること。

二 各人がその有する能力に適し、かつ、技術の進歩、産業構造の変動等に即応した技能及びこれに関する知識を習得し、これらにふさわしい評価を受けることを促進するため、職業訓練及び職業能力検定に関する施策を充実すること。

三 就職が困難な者の就職を容易にし、かつ、労働力の需給の不均衡を是正するため、労働者の職業の転換、地域間の移動、職場への適応等を援助するために必要な施策を充実すること。

四 事業規模の縮小等（事業規模若しくは事業活動の縮小又は事業の転

成とに資することを目的とする。

2 この法律の運用にあつては、労働者の職業選択の自由及び事業主の雇用の管理についての自主性を尊重しなければならず、また、技能を習得し、職業を通じて自立しようとする労働者の意欲をたかめ、かつ、労働者の職業を安定させるための事業主の努力を助長するように努めなければならない。

#### (国の施策)

第四条 国は、第一条第一項の目的を達成するため、前条に規定する基本理念に従つて、次に掲げる事項について、必要な施策を総合的に講じなければならない。

一 各人がその有する能力に適合する職業に就くことをあつせんするため、及び産業の必要とする労働力を充足するため、職業指導及び職業紹介の事業を充実すること。

二 各人がその有する能力に適し、かつ、技術の進歩、産業構造の変動等に即応した技能を習得し、これにふさわしい評価を受けることを促進するため、及び産業の必要とする技能労働者を養成確保するため、技能に関する訓練及び検定の事業を充実すること。

三 就職が困難な者の就職を容易にし、かつ、労働力の需給の不均衡を是正するため、労働者の職業の転換、地域間の移動、職場への適応等を援助するために必要な措置を充実すること。

四 離職を余儀なくされる労働者の円滑な再就職を促進するために必要

換若しくは廃止をいう。以下同じ。）の際に、失業を予防するとともに、離職を余儀なくされる労働者の円滑な再就職を促進するために必要な施策を充実すること。

五 女性の職業の安定を図るため、妊娠、出産又は育児を理由として休業又は退職した女性の雇用の継続又は円滑な再就職の促進、母子家庭の母及び寡婦の雇用の促進その他の女性の就業を促進するために必要な施策を充実すること。

六 青少年の職業の安定を図るため、職業についての青少年の関心と理解を深めるとともに、雇い管理の改善の促進、実践的な職業能力の開発及び向上の促進その他の青少年の雇いを促進するために必要な施策を充実すること。

七 高年齢者の職業の安定を図るため、定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の円滑な実施の促進、再就職の促進、多様な就業機会の確保その他の高年齢者がその年齢にかかわらずその意欲及び能力に応じて就業することができるようにするために必要な施策を充実すること。

八 障害者の職業の安定を図るため、雇用の促進、職業リハビリテーションの推進その他の障害者がその職業生活において自立することを促進するために必要な施策を充実すること。

九 不安定な雇用状態の是正を図るため、雇用形態及び就業形態の改善等を促進するために必要な施策を充実すること。

十 高度の専門的な知識又は技術を有する外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下この条において同じ。）の我が国における就業を促進するとともに、労働に従事することを目的として在留する外国人に

な施策を充実すること。

五 高年齢者の職業の安定を図るため、定年の引上げ及び継続雇用制度の導入の円滑な実施を促進するために必要な施策を充実すること。

六 不安定な雇用状態の是正を図るため、雇用形態の改善等を促進するために必要な施策を充実すること。

ついて、適切な雇用機会の確保が図られるようにするため、雇用管理の改善の促進及び離職した場合の再就職の促進を図るために必要な施策を充実すること。

十一 地域的な雇用構造の改善を図るため、雇用機会が不足している地域における労働者の雇用を促進するために必要な施策を充実すること。

十二 前各号に掲げるもののほか、職業の安定、産業の必要とする労働力の確保等に資する雇用管理の改善の促進その他労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにするために必要な施策を充実すること。

2 国は、前項に規定する施策及びこれに関連する施策を講ずるに際しては、国民経済の健全な発展、それに即応する企業経営の基盤の改善、地域振興等の諸施策と相まって、雇用機会の着実な増大及び地域間における就業機会等の不均衡の是正を図るとともに、労働者がその有する能力を有効に発揮することの妨げとなつてゐる雇用慣行の是正を期するよう配慮しなければならない。

3 国は、第一項第十号に規定する施策を講ずるに際しては、外国人の入国及び在留の管理に関する施策と相まって、外国人の不法就労活動（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十三条の二第二項に規定する不法就労活動をいう。）を防止し、労働力の不適正な供給が行われないようにすることにより、労働市場を通じた需給調整の機能が適切に発揮されるよう努めなければならない。

七 その他労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにするために必要な施策を充実すること。

2 国は、前項に規定する施策及びこれに関連する施策を講ずるに際しては、国民経済の健全な発展、それに即応する企業経営の基盤の改善、国土の均衡ある開発等の諸施策と相まって、雇用機会の着実な増大及び地域間における就業機会等の不均衡の是正を図るとともに、労働者がその有する能力を有効に発揮することの妨げとなつてゐる雇用慣行の是正を期するよう配慮しなければならない。

(事業主の責務)

第六条 事業主は、事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者について、当該労働者が行う求職活動に対する援助その他の再就職の援助を行うことにより、その職業の安定を図るよう努めなければならない。

第七条 事業主は、青少年が将来の産業及び社会を担う者であることにかんがみ、その有する能力を正當に評価するための募集及び採用の方法の改善その他の雇用管理の改善並びに実践的な職業能力の開発及び向上を図るために必要な措置を講ずることにより、その雇用機会の確保等が図られるよう努めなければならない。

第八条 事業主は、外国人（日本の国籍を有しない者をいい、厚生労働省令で定める者を除く。以下同じ。）が我が国の雇用慣行に関する知識及び求職活動に必要な雇用に関する情報を十分に有していないこと等にかんがみ、その雇用する外国人がその有する能力を有効に発揮できるように、職業に適応することを容易にするための措置の実施その他の雇用管理の改善に努めるとともに、その雇用する外国人が解雇（自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。）その他の厚生労働省令で定める理由により離職する場合において、当該外国人が再就職を希望するときは、求人の開拓その他当該外国人の再就職の援助に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(事業主の責務)

第六条 事業主は、事業規模若しくは事業活動の縮小又は事業の転換若しくは廃止（以下「事業規模の縮小等」という。）に伴い離職を余儀なくされる労働者について、当該労働者が行う求職活動に対する援助その他の再就職の援助を行うことにより、その職業の安定を図るよう努めなければならない。

(指針)

第九条 厚生労働大臣は、前二条に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針を定め、これを公表するものとする。

(募集及び採用における年齢にかかわらず均等な機会の確保)

第十条 事業主は、労働者がその有する能力を有効に発揮するために必要であると認められるときとして厚生労働省令で定めるときは、労働者の募集及び採用について、厚生労働省令で定めるところにより、その年齢にかかわらず均等な機会を与えなければならない。

(削る)

第七条 事業主は、労働者がその有する能力を有効に発揮するために必要であると認められるときは、労働者の募集及び採用について、その年齢にかかわらず均等な機会を与えるように努めなければならない。

第二章 雇用対策基本計画

(雇用対策基本計画の策定等)

第八条 国は、労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにするために必要な雇用に関する基本となるべき計画（以下「雇用対策基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 雇用対策基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 雇用の動向に関する事項

二 第四条第一項各号に掲げる事項について講じようとする施策の基本となるべき事項

3 雇用対策基本計画は、政府の策定する経済全般に関する計画と調和するものでなければならない。かつ、職種、技能の程度その他労働力の質的

側面を十分考慮して定めなければならない。

4 国は、必要がある場合には、雇用対策基本計画において、特定の職種、中小規模の事業等に関して特別の配慮を加え、その労働者の職業の安定と経済的社会的地位の向上とを図るために必要な総合的な施策を定めることができる。

5 厚生労働大臣は、雇用対策基本計画の案を作成して閣議の決定を求めなければならない。

6 厚生労働大臣は、雇用対策基本計画の案を作成する場合には、あらかじめ、関係行政機関の長と協議し、及び都道府県知事の意見を求めるとともに、その概要について経済財政諮問会議の意見を聞かなければならない。

7 厚生労働大臣は、第五項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、雇用対策基本計画の概要を公表しなければならない。

8 前三項の規定は、雇用対策基本計画の変更について準用する。

(関係機関への要請)

第九条 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対して、雇用対策基本計画の策定のための資料の提出又は雇用対策基本計画において定められた施策であつて当該行政機関の所管に係るものの実施について、必要な要請をすることができる。

(雇用情報)

第十一条 (略)

(職業に関する調査研究)

第十二条 (略)

(削る)

(雇用に関する援助)

第十五条 職業安定機関及び公共職業能力開発施設は、労働者の雇入れ又は配置、適性検査、職業訓練その他の雇用に関する事項について事業主、労働組合その他の関係者から援助を求められたときは、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を活用してその者に対して必要な助言その他の措置を行わなければならない。

### 第三章 職業訓練等の充実

(職業訓練の充実)

第十六条 (略)

2 国は、労働者の職業能力の開発及び向上が効果的に図られるようにするため、公共職業能力開発施設が行う職業訓練と事業主又はその団体が

(雇用情報)

第十条 (略)

(職業に関する調査研究)

第十一条 (略)

(指針)

第十二条 厚生労働大臣は、第七条に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針を定め、これを公表するものとする。

(雇用に関する援助)

第十五条 職業安定機関及び公共の職業訓練機関は、労働者の雇入れ又は配置、適性検査、職業訓練その他の雇用に関する事項について事業主、労働組合その他の関係者から援助を求められたときは、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を活用してその者に対して必要な助言その他の措置を行わなければならない。

### 第四章 技能労働者の養成確保等

(職業訓練の充実)

第十六条 (略)

2 国は、公共の職業訓練機関が行う職業訓練と事業主又はその団体が行う職業訓練とが相互に密接な関連のもとで行われ、産業人として有為な



行う職業訓練とが相互に密接な関連の下で行われるように努めなければならない。

#### (職業能力検定制度の充実)

第十七条 国は、技術の進歩の状況、円滑な再就職のために必要な職業能力の水準その他の事情を考慮して、事業主団体その他の関係者の協力の下に、職業能力の評価のための適正な基準を設定し、これに準拠して労働者の有する職業能力の程度を検定する制度を確立し、及びその充実に図ることにより、労働者の職業能力の開発及び向上、職業の安定並びに経済的社会的地位の向上を図るよう努めるものとする。

#### 第四章 職業転換給付金

##### 第五章 事業主による再就職の援助を促進するための措置等

#### (再就職援助計画の作成等)

##### 第二十四条 (略)

5 第三項の認定の申請をした事業主は、当該申請をした日に、第二十七条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

#### (大量の雇用変動の届出等)

第二十七条 事業主は、その事業所における雇用量の変動(事業規模の縮小その他の理由により一定期間内に相当数の離職者が発生することを含む)

技能労働者が養成され、及び確保されるように図らなければならない。

#### (技能検定制度の確立)

第十七条 国は、技術の進歩の状況、円滑な再就職のために必要な技能の水準その他の事情を考慮して、事業主団体その他の関係者の協力の下に、技能評価のための適正な基準を設定し、これに準拠して労働者の有する技能の程度を検定する制度を確立し、並びにこれを拡充し、及び普及することにより、労働者の技能の向上及び職業の安定並びに技能労働者の経済的社会的地位の向上を図るよう努めるものとする。

#### 第五章 職業転換給付金

##### 第六章 事業主による再就職の援助を促進するための措置

#### (再就職援助計画の作成等)

##### 第二十四条 (略)

5 第三項の認定の申請をした事業主は、当該申請をした日に、第二十八条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

う。)であつて、厚生労働省令で定める場合に該当するもの(以下この条において「大量雇用変動」という。)については、当該大量雇用変動の前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該離職者の数その他の厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

2 国又は地方公共団体に係る大量雇用変動については、前項の規定は、適用しない。この場合において、国又は地方公共団体の任命権者(委任を受けて任命権を行う者を含む。次条第三項において同じ。)は、当該大量雇用変動の前に、政令で定めるところにより、厚生労働大臣に通知するものとする。

3 第一項の規定による届出又は前項の規定による通知があつたときは、国は、次に掲げる措置を講ずることにより、当該届出又は通知に係る労働者の再就職の促進に努めるものとする。

一 職業安定機関において、相互に連絡を緊密にしつつ、当該労働者の求めに応じて、その離職前から、当該労働者その他の関係者に対する雇用情報の提供並びに広範囲にわたる求人の開拓及び職業紹介を行うこと。

二 公共職業能力開発施設において必要な職業訓練を行うこと。

## 第六章 外国人の雇用管理の改善、再就職の促進等の措置

### (外国人雇用状況の届出等)

第二十八条 事業主は、新たに外国人を雇い入れた場合又はその雇用する外国人が離職した場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その

者の氏名、在留資格（出入国管理及び難民認定法第二条の二第一項に規定する在留資格をいう。次項において同じ。）、在留期間（同条第三項に規定する在留期間をいう。）その他厚生労働省令で定める事項について確認し、当該事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、国は、次に掲げる措置を講ずることにより、当該届出に係る外国人の雇用管理の改善の促進又は再就職の促進に努めるものとする。

一 職業安定機関において、事業主に対して、当該外国人の有する在留資格、知識経験等に応じた適正な雇用管理を行うことについて必要な指導及び助言を行うこと。

二 職業安定機関において、事業主に対して、その求めに応じて、当該外国人に対する再就職の援助を行うことについて必要な指導及び助言を行うこと。

三 職業安定機関において、当該外国人の有する能力、在留資格等に応じて、当該外国人に対する雇用情報の提供並びに求人の開拓及び職業紹介を行うこと。

四 公共職業能力開発施設において必要な職業訓練を行うこと。

3 国又は地方公共団体に係る外国人の雇入れ又は離職については、第一項の規定は、適用しない。この場合において、国又は地方公共団体の任命権者は、新たに外国人を雇い入れた場合又はその雇用する外国人が離職した場合には、政令で定めるところにより、厚生労働大臣に通知するものとする。

4 第二項（第一号及び第二号を除く。）の規定は、前項の規定による通

知があつた場合について準用する。

〔届出に係る情報の提供〕

第二十九条 厚生労働大臣は、法務大臣から、出入国管理及び難民認定法又は外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号）に定める事務の処理に関し、外国人の在留に関する事項の確認のための求めがあつたときは、前条第一項の規定による届出及び同条第三項の規定による通知に係る情報を提供するものとする。

〔法務大臣の連絡又は協力〕

第三十条 厚生労働大臣は、労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整等を図るため、法務大臣に対し、労働に従事することを目的として在留する外国人の出入国に関する必要な連絡又は協力を求めることができる。

2 法務大臣は、前項の規定による連絡又は協力を求められたときは、本来の任務の遂行を妨げない範囲において、できるだけその求めに応じなければならない。

〔国と地方公共団体との連携〕

第三十一条 （略）

〔助言、指導及び勧告〕

第三十二条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対して、助言、指導又は勧告をすることができる。

〔国と地方公共団体との連携〕

第二十七条 （略）

(報告等)

第三十三条 厚生労働大臣は、第二十七条第一項及び第二十八条第一項の規定を施行するために必要な限度において、厚生労働省令で定めるところにより、事業主に対して、労働者の雇用に関する状況その他の事項についての報告を命じ、又はその職員に、事業主の事業所に立ち入り、関係者に対して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件の検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(資料の提出の要求等)

第三十四条 厚生労働大臣は、この法律(第二十七条第一項及び第二十八条第一項を除く。)を施行するために必要があると認めるときは、事業主に対して、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(削る)

(大量の雇用変動の届出等)

第二十八条 事業主は、その事業所における雇用量の変動(事業規模の縮小その他の理由により一定期間内に相当数の離職者が発生することをいう。)であつて、厚生労働省令で定める場合に該当するもの(以下この条において「大量雇用変動」という。)については、当該大量雇用変動

の前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該離職者の数その他の厚生労働省令で定める事項を公共職業安定所長に届け出なければならない。

2 国又は地方公共団体に係る大量雇用変動については、前項の規定は、適用しない。この場合において、国又は地方公共団体の任命権者（委任を受けて任命権を行う者を含む。）は、当該大量雇用変動の前に、政令で定めるところにより、公共職業安定所長に通知するものとする。

3 第一項の届出又は前項の通知があつたときは、国は、次に掲げる措置を講ずることにより、当該届出又は通知に係る労働者の再就職の促進に努めるものとする。

一 職業安定機関において、相互に連絡を緊密にしつつ、当該労働者の求めに応じて、その離職前から、当該労働者その他の関係者に対する雇用情報の提供並びに広範囲にわたる求人の開拓及び職業紹介を行うこと。

二 公共の職業訓練機関において必要な職業訓練を行うこと。

（報告の請求）

第三十五条 （略）

（権限の委任）

第三十六条 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（報告の請求）

第二十九条 （略）

2 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に委任することができる。

(適用除外)

第三十七条 (略)

2 第六条から第十条まで及び第五章(第二十七条を除く。)の規定は、国家公務員及び地方公務員については、適用しない。

(罰則)

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十七条第一項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第三十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四 第三十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

2 (略)

(適用除外)

第三十条 (略)

2 第六条、第七条、第十二条及び第六章の規定は、国家公務員及び地方公務員については、適用しない。

(罰則)

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十八条第一項の規定に違反して届出をせず、又は偽りの届出をした者

二 第二十九条の規定による報告をせず、又は偽りの報告をした者

2 (略)

改 正 案

目次

|     |                                       |
|-----|---------------------------------------|
| 第一章 | 総則（第一条―第三条）                           |
| 第二章 | 地域雇用開発指針及び地域雇用開発計画等（第四条―第六条）          |
| 第三章 | 雇用開発促進地域に係る地域雇用開発のための措置（第七条―<br>第九条）  |
| 第四章 | 自発雇用創造地域に係る地域雇用開発のための措置（第十条―<br>第十四条） |
| 第五章 | 雑則（第十五条―第十九条）                         |
| 第六章 | 罰則（第二十条―第二十三条）                        |
| 附則  |                                       |

（目的）

第一条 この法律は、雇用機会が不足している地域内に居住する労働者に  
関し、当該地域の関係者の自主性及び自立性を尊重しつつ、就職の促進  
その他の地域雇用開発のための措置を講じ、もつて当該労働者の職業の

現 行

目次

|     |                                            |
|-----|--------------------------------------------|
| 第一章 | 総則（第一条―第三条）                                |
| 第二章 | 地域雇用開発指針及び地域雇用機会増大計画等（第四条―第八<br>条）         |
| 第三章 | 雇用機会増大促進地域に係る地域雇用開発のための措置（第九<br>条―第十一条）    |
| 第四章 | 能力開発就職促進地域に係る地域雇用開発のための措置（第十<br>二条―第十四条）   |
| 第五章 | 求職活動援助地域に係る地域雇用開発のための措置（第十五条<br>・第十六条）     |
| 第六章 | 高度技能活用雇用安定地域に係る地域雇用開発のための措置（<br>第十七条―第十九条） |
| 第七章 | 雑則（第二十条―第二十二条）                             |
| 附則  |                                            |

（目的）

第一条 この法律は、雇用機会増大促進地域、能力開発就職促進地域、求  
職活動援助地域及び高度技能活用雇用安定地域内に居住する労働者に関  
し、就職の促進その他の地域雇用開発のための措置を講じ、もつてこれ



安定に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「地域雇用開発」とは、求職者の総数に比し雇用機会が不足している地域について第三章及び第四章に定める措置を講ずることにより、地域的な雇用構造の改善を図ることをいう。

2 この法律において「雇用開発促進地域」とは、次に掲げる要件に該当する地域をいう。

- 一 自然的経済的社会的条件からみて一体である地域であること。
- 二 その地域内に居住する労働者（十五歳以上の者に限る。）その他の就業の意思及び能力を有する者として厚生労働省令で定める者の総数に対する当該地域内に居住する求職者の数の割合が相当程度に高く、かつ、当該求職者の総数に比し著しく雇用機会が不足しているため、当該求職者がその地域内において就職することが著しく困難な状況にあること。

三・四 (略)

3 この法律において「自発雇用創造地域」とは、次に掲げる要件に該当する地域をいう。

- 一 又は二以上の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域である

らの者の職業の安定に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「地域雇用開発」とは、求職者の総数に比し雇用機会が不足している地域、求人が相当数あるにもかかわらず就職が困難な状況にある地域又は職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を有する労働者（以下「高度技能労働者」という。）を雇用する事業所が集積し、かつ、雇用機会が不足するおそれがあると認められる地域について第三章から第六章までに定める措置を講ずることにより、地域的な雇用構造の改善を図ることをいう。

2 この法律において「雇用機会増大促進地域」とは、次に掲げる要件に該当する地域をいう。

- 一 自然的経済的社会的条件からみて一体である地域であること。
- 二 その地域内に求職者が多数居住し、かつ、当該求職者の総数に比し相当程度に雇用機会が不足しているため、当該求職者がその地域内において就職することが困難な状況にあること。

三・四 (略)

3 この法律において「能力開発就職促進地域」とは、雇用機会増大促進地域に該当する地域以外の地域のうち、次に掲げる要件に該当する地域をいう。

こと。

二 その地域内に居住する求職者の総数に比し相当程度に雇用機会が不足しているため、当該求職者がその地域内において就職することが困難な状況にあること。

三 前号に該当する状態が相当期間にわたり継続することが見込まれるものとして厚生労働省令で定める状態にあること。

四 その地域内の市町村、当該地域をその区域を含む都道府県、当該地域の事業主団体その他の地域の関係者が、その地域の特性を生かして重点的に雇用機会の創出を図る事業の分野及び当該分野における創意工夫を生かした雇用機会の創出（以下「雇用の創造」という。）の方策について検討するための協議会を設置しており、かつ、当該市町村が雇用の創造に資する措置を自ら講じ、又は講ずることとしていること。

五 その地域内に居住する求職者に関し第四章に定める地域雇用開発のための措置を講ずる必要があると認められること。

（削る）

一 自然的経済的社会的条件からみて一体である地域であること。

二 その地域内に就職促進対象職業（その地域内に所在する事業所からの相当数の求人に係る職業であつて、当該地域内に居住する労働者（家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）第二条第二項の家内労働者を含む。）の賃金（同条第五項の工賃を含む。）、労働時間、安全及び衛生その他の労働条件並びに就業環境に照らし当該地域内に居住する求職者が就くことを促進することが適当と認められるものをいう。以下同じ。）に就くことを希望する求職者が厚生労働省令で定める数以上居住し、当該求職者のうち当該就職促進対象職業に適合する能力を有するものが相当程度に少ないため、当該就職促進対象職業に就くことを希望する求職者の就職が困難な状況にあること。

三 前号に該当する状態が相当期間にわたり継続することが見込まれるものとして厚生労働省令で定める状態にあること。

四 その地域内に居住する求職者に関し第四章に定める地域雇用開発のための措置を講ずる必要があると認められること。

4 この法律において「求職活動援助地域」とは、雇用機会増大促進地域に該当する地域以外の地域のうち、次に掲げる要件に該当する地域をいう。

一 自然的経済的社会的条件からみて一体である地域であること。

二 その地域内に求職者（現に職業に就いている者であつて、その職業が不安定であると認められるものを含む。以下この号において同じ。）が厚生労働省令で定める数以上居住し、当該求職者に対し当該地域内に所在する事業所に係る求人に関する情報（求人数、労働者が従事

(削る)

(責務)

第三条 国は、雇用開発促進地域及び自発雇用創造地域における求職者の発生状況その他これらの地域における雇用の動向に的確に対処するた

すべき業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件その他の情報をいう。第十五条第一項第一号において同じ。）が適切に提供されていないため、当該求職者がその地域内において安定した職業に就くことが困難な状況にあること。

三 前号に該当する状態が相当期間にわたり継続することが見込まれるものとして厚生労働省令で定める状態にあること。

四 その地域内に居住する求職者に関し第五章に定める地域雇用開発のための措置を講ずることが必要であると認められること。

5 この法律において「高度技能活用雇用安定地域」とは、次に掲げる要件に該当する地域をいう。

一 高度技能労働者を雇用する事業所が集積している地域であること。

二 その地域内に所在する事業所に関し産業構造又は国際経済環境の変化その他の経済上の理由（漁業をめぐる国際環境の変化を含む。）により製品又は役務の供給の減少を余儀なくされ、これに伴い雇用に関する状況が悪化しており、又は悪化するおそれがあると認められること。

三 その地域内に居住する求職者及び当該地域内に所在する事業所に雇用されている労働者に関し第六章に定める地域雇用開発のための措置を講ずることが必要であると認められること。

(責務)

第三条 国は、雇用機会増大促進地域、能力開発就職促進地域及び求職活動援助地域における求職者の発生状況、高度技能活用雇用安定地域内

め、これらの地域内に居住する求職者、これらの地域内に所在する事務所に雇用されている労働者等について、地域雇用開発の促進に必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めなければならない。

## 第二章 地域雇用開発指針及び地域雇用開発計画等

### (地域雇用開発指針)

第四条 厚生労働大臣は、雇用開発促進地域及び自発雇用創造地域における地域雇用開発の促進に関する指針（以下「地域雇用開発指針」という。）を策定するものとする。

2 地域雇用開発指針においては、国の雇用開発促進地域及び自発雇用創造地域における地域雇用開発の促進に関する基本方針その他次条第一項の地域雇用開発計画及び第六条第一項の地域雇用創造計画の指針となるべき事項について定めるものとする。

3 5 (略)

### (地域雇用開発計画)

第五条 都道府県は、地域雇用開発指針に基づき、当該都道府県内の地域

に所在する事業所に関する製品又は役務の供給の減少の雇用に及ぼす影響その他これらの地域における雇用の動向に的確に対処するため、これらの地域内に居住する求職者、これらの地域内に所在する事務所に雇用されている労働者等について、地域雇用開発の促進に必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めなければならない。

## 第二章 地域雇用開発指針及び地域雇用機会増大計画等

### (地域雇用開発指針)

第四条 厚生労働大臣は、雇用機会増大促進地域、能力開発就職促進地域、求職活動援助地域及び高度技能活用雇用安定地域における地域雇用開発の促進に関する指針（以下「地域雇用開発指針」という。）を策定するものとする。

2 地域雇用開発指針においては、国の雇用機会増大促進地域、能力開発就職促進地域、求職活動援助地域及び高度技能活用雇用安定地域における地域雇用開発の促進に関する基本方針その他次条第一項の地域雇用機会増大計画、第六条第一項の地域能力開発就職促進計画、第七条第一項の地域求職活動援助計画及び第八条第一項の地域高度技能活用雇用安定計画の指針となるべき事項について定めるものとする。

3 5 (略)

### (地域雇用機会増大計画)

第五条 都道府県は、地域雇用開発指針に基づき、当該都道府県内の地域

であつて雇用開発促進地域に該当すると認められるものについて、当該地域に係る地域雇用開発の促進に関する計画（以下「地域雇用開発計画」という。）を策定し、厚生労働大臣に協議し、その同意を求めることができる。

2 地域雇用開発計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 雇用開発促進地域の区域

二 雇用開発促進地域における労働力の需給状況その他雇用の動向に関する事項

三 雇用開発促進地域の地域雇用開発の目標に関する事項

四 雇用開発促進地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項（当該雇用開発促進地域内において行うべき第七条第一項の規定に基づく助成及び援助に関する事項を含む。）

五 計画期間

3 都道府県知事は、地域雇用開発計画の案を作成するに当たつては、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴くものとする。

4 厚生労働大臣は、地域雇用開発計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その同意をするものとする。

一 その地域雇用開発計画に係る地域が雇用開発促進地域に該当し、かつ、地域雇用開発指針に適合すること。

二 第二項第二号から第五号までに掲げる事項が地域雇用開発指針に適合すること。

三 (略)

であつて雇用機会増大促進地域に該当すると認められるものこと、当該地域に係る地域雇用開発の促進に関する計画（以下「地域雇用機会増大計画」という。）を策定し、厚生労働大臣に協議し、その同意を求めることができる。

2 地域雇用機会増大計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 雇用機会増大促進地域の区域

二 雇用機会増大促進地域における労働力の需給状況その他雇用の動向に関する事項

三 雇用機会増大促進地域の地域雇用開発の目標に関する事項

四 雇用機会増大促進地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項

3 都道府県知事は、地域雇用機会増大計画の案を作成するに当たつては、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴くものとする。

4 厚生労働大臣は、地域雇用機会増大計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その同意をするものとする。

一 その地域雇用機会増大計画に係る地域が雇用機会増大促進地域に該当し、かつ、地域雇用開発指針に適合すること。

二 第二項第二号から第四号までに掲げる事項が地域雇用開発指針に適合すること。

三 (略)

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>5 厚生労働大臣は、前項の規定による同意をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、<u>第二項第一号に掲げる区域を管轄する都道府県労働局に置かれる政令で定める審議会の意見を聴かなければならない。</u></p> <p>6 都道府県は、<u>地域雇用開発計画が第四項の規定による同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</u></p> <p>7 都道府県は、第四項の規定による同意を得た<u>地域雇用開発計画</u>を変更しようとするときは、厚生労働大臣に協議し、その同意を得なければならない。</p> <p>8 (略)</p>                                                                     | <p>5 厚生労働大臣は、前項の規定による同意をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、<u>労働政策審議会その他政令で定める審議会の意見を聴かなければならない。</u></p> <p>6 都道府県は、<u>地域雇用機会増大計画が第四項の規定による同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</u></p> <p>7 都道府県は、第四項の規定による同意を得た<u>地域雇用機会増大計画</u>を変更しようとするときは、厚生労働大臣に協議し、その同意を得なければならない。</p> <p>8 (略)</p>                |
| <p>(地域雇用創造計画)</p> <p>第六条 市町村は単独で又は共同して、都道府県は当該都道府県の区域内の市町村と共同して、<u>地域雇用開発指針に基づき、当該市町村の区域又は当該都道府県の区域内の市町村の区域であつて、自発雇用創造地域に該当すると認められるものについて、当該区域に係る地域雇用開発の促進に関する計画（以下「地域雇用創造計画」という。）を策定し、厚生労働大臣に協議し、その同意を求めることができる。</u></p> <p>2 地域雇用創造計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 自発雇用創造地域の区域</p> <p>二 自発雇用創造地域における労働力の需給状況その他雇用の動向に関する事項</p> <p>三 自発雇用創造地域の地域雇用開発の目標に関する事項</p> | <p>(地域能力開発就職促進計画)</p> <p>第六条 都道府県は、<u>地域雇用開発指針に基づき、当該都道府県内の地域であつて能力開発就職促進地域に該当すると認められるものごとに、当該地域に係る地域雇用開発の促進に関する計画（以下「地域能力開発就職促進計画」という。）を策定し、厚生労働大臣に協議し、その同意を求めることができる。</u></p> <p>2 地域能力開発就職促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 能力開発就職促進地域の区域</p> <p>二 能力開発就職促進地域における労働力の需給状況その他雇用の動向に関する事項</p> |

四 自発雇用創造地域の特性を生かして重点的に雇用機会の創出を図る事業の分野（第十二条第一項において「地域重点分野」という。）に関する事項

五 第二条第三項第四号に規定する協議会（以下「地域雇用創造協議会」という。）に関する事項

六 自発雇用創造地域における雇用の創造に資する方策その他当該自発雇用創造地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項

七 計画期間

八 地域雇用創造協議会を構成する事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された社団法人で第十二条第二項第一号に規定する中小企業者を直接若しくは間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）（以下この号及び同項第二号において「事業協同組合等」という。）が同条第三項の規定により労働者の募集に従事しようとする場合にあつては、当該事業協同組合等に関する事項

3 市町村長（特別区の区長を含む。次項において同じ。）又は都道府県知事は、地域雇用創造計画の案を作成するに当たつては、あらかじめ、地域雇用創造協議会の議を経なければならない。

4 市町村長は、地域雇用創造計画の案を作成するに当たつては、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴くものとする。ただし、都道府県が市町村と共同して当該地域雇用創造計画を策定するときは、この限りで

三 能力開発就職促進地域における就職促進対象職業に係る雇用に関する状況

四 能力開発就職促進地域の地域雇用開発の目標に関する事項

五 能力開発就職促進地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項

3 都道府県知事は、地域能力開発就職促進計画の案を作成するに当たつては、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴くものとする。

ない。

5 厚生労働大臣は、地域雇用創造計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その同意をするものとする。

一 その地域雇用創造計画に係る地域が自発雇用創造地域に該当し、かつ、地域雇用開発指針に適合すること。

二 第二項第二号から第八号までに掲げる事項が地域雇用開発指針に適合すること。

三 その他地域雇用開発指針に照らして適切なものであること。

6 厚生労働大臣は、前項の規定による同意をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、第二項第一号に掲げる区域を管轄する都道府県労働局に置かれる政令で定める審議会の意見を聴かなければならない。

7 市町村又は都道府県は、地域雇用創造計画が第五項の規定による同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

8 市町村又は都道府県は、第五項の規定による同意を得た地域雇用創造計画を変更しようとするときは、厚生労働大臣に協議し、その同意を得なければならない。

9 第三項から第七項までの規定は、前項の場合について準用する。

(削る)

4 厚生労働大臣は、地域能力開発就職促進計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その同意をするものとする。

一 その地域能力開発就職促進計画に係る地域が能力開発就職促進地域に該当し、かつ、地域雇用開発指針に適合すること。

二 第二項第二号から第五号までに掲げる事項が地域雇用開発指針に適合すること。

三 その他地域雇用開発指針に照らして適切なものであること。

5 厚生労働大臣は、前項の規定による同意をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、労働政策審議会その他政令で定める審議会の意見を聴かなければならない。

6 都道府県は、地域能力開発就職促進計画が第四項の規定による同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7 都道府県は、第四項の規定による同意を得た地域能力開発就職促進計画を変更しようとするときは、厚生労働大臣に協議し、その同意を得なければならない。

8 第三項から第六項までの規定は、前項の場合について準用する。

(地域求職活動援助計画)

第七条 都道府県は、地域雇用開発指針に基づき、当該都道府県内の地域であつて求職活動援助地域に該当すると認められるものごとに、当該地域に係る地域雇用開発の促進に関する計画（以下「地域求職活動援助計



画」という。)を策定し、厚生労働大臣に協議し、その同意を求めることができる。

2 地域求職活動援助計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 求職活動援助地域の区域

二 求職活動援助地域における労働力の需給状況その他雇用の動向に関する事項

三 求職活動援助地域の地域雇用開発の目標に関する事項

四 求職活動援助地域における地域就職援助団体等(事業主団体若しくはその連合団体又は地方公共団体以外の営利を目的としない法人であつて、求職活動援助地域内に居住する求職者が当該求職活動援助地域内において安定した職業に就くことを容易にする活動を行うもの)をいう。第十五条第二項において同じ。)の当該活動の援助に関する事項  
その他の求職活動援助地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項

3 都道府県知事は、地域求職活動援助計画の案を作成するに当たつては、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴くものとする。

4 厚生労働大臣は、地域求職活動援助計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その同意をするものとする。

一 その地域求職活動援助計画に係る地域が求職活動援助地域に該当し、かつ、地域雇用開発指針に適合するものであること。

二 第二項第二号から第四号までに掲げる事項が地域雇用開発指針に適合するものであること。

(削る)

三 その他地域雇用開発指針に照らして適切なものであること。

5 厚生労働大臣は、前項の規定による同意をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、労働政策審議会その他政令で定める審議会の意見を聴かなければならない。

6 都道府県は、地域求職活動援助計画が第四項の規定による同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7 都道府県は、第四項の規定による同意を得た地域求職活動援助計画を変更しようとするときは、厚生労働大臣に協議し、その同意を得なければならない。

8 第三項から第六項までの規定は、前項の場合について準用する。

(地域高度技能活用雇用安定計画)

第八条 都道府県は、地域雇用開発指針に基づき、当該都道府県内の地域であつて高度技能活用雇用安定地域に該当すると認められるものごとに、当該地域に係る地域雇用開発の促進に関する計画（以下「地域高度技能活用雇用安定計画」という。）を策定し、厚生労働大臣に協議し、その同意を求めることができる。

2 地域高度技能活用雇用安定計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 高度技能活用雇用安定地域の区域

二 高度技能活用雇用安定地域における労働力の需給状況その他雇用の動向に関する事項

三 高度技能活用雇用安定地域における高度技能労働者に係る雇用に関

する状況

四 高度技能活用雇用安定地域における職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を活用した地域雇用開発の目標に関する事項

五 前号に規定する地域雇用開発を促進するための方策に関する事項

3 都道府県知事は、地域高度技能活用雇用安定計画の案を作成するに当たっては、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴くものとする。

4 厚生労働大臣は、地域高度技能活用雇用安定計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その同意をするものとする。

一 その地域高度技能活用雇用安定計画に係る地域が高度技能活用雇用安定地域に該当し、かつ、地域雇用開発指針に適合するものであること。

二 第二項第二号から第五号までに掲げる事項が地域雇用開発指針に適合するものであること。

三 その地域雇用開発指針に照らして適切なものであること。

5 厚生労働大臣は、前項の規定による同意をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、労働政策審議会その他政令で定める審議会の意見を聴かなければならない。

6 都道府県は、地域高度技能活用雇用安定計画が第四項の規定による同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7 都道府県は、第四項の規定による同意を得た地域高度技能活用雇用安定計画を変更しようとするときは、厚生労働大臣に協議し、その同意を得なければならない。

8 第三項から第六項までの規定は、前項の場合について準用する。

### 第三章 雇用開発促進地域に係る地域雇用開発のための措置

(削る)

(地域雇用開発のための助成及び援助)

第七条 政府は、第五条第四項の規定による同意を得た地域雇用開発計画（同条第七項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの。以下この項において同じ。）に係る雇用開発促進地域（以下「同意雇用開発促進地域」という。）における地域雇用開発を促進するため、当該地域雇用開発計画で定められた同意雇用開発促進地域内において行

### 第三章 雇用機会増大促進地域に係る地域雇用開発のための措置

(地域雇用開発のための助成及び援助)

第九条 政府は、第五条第四項の規定による同意を得た地域雇用機会増大計画（同条第七項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの）に係る雇用機会増大促進地域（以下「同意雇用機会増大促進地域」という。）における地域雇用開発を促進するため、当該同意雇用機会増大促進地域内において事業所を設置し、又は整備して同意雇用機会増大促進地域内に居住する求職者を雇い入れる事業主に対して、雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第六十二条の雇用安定事業として、必要な助成及び援助を行うものとする。

2 前項の助成及び援助を行うに当たっては、同意雇用機会増大促進地域内に事業所を有する法人で、厚生労働省令で定める基準に照らして当該事業所の行う事業が当該同意雇用機会増大促進地域の地域雇用開発に特に資すると認められるものについて、特別の措置を講ずるものとする。

うべき助成及び援助に関する事項の内容に応じ、当該同意雇用開発促進地域内に於いて事業所を設置し、又は整備して当該同意雇用開発促進地域内に居住する求職者を雇い入れる事業主、当該雇い入れた者について職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させるための教育訓練を実施する事業主その他の厚生労働省令で定める事業主に対して、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業として、必要な助成及び援助を行うものとする。

2 政府は、独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第百七十号）及びこれに基づく命令で定めるところにより、前項の助成及び援助の業務に係る事業の全部又は一部を独立行政法人雇用・能力開発機構に行わせるものとする。

#### （職業訓練の実施）

第八条 国及び独立行政法人雇用・能力開発機構は、同意雇用開発促進地域内に居住する求職者に対して迅速かつ効果的な職業訓練を実施するため、訓練時期、訓練期間、職業訓練に係る職種、委託訓練等について特別の措置を講ずるものとする。

2  
（略）

#### （職業紹介等の実施）

第九条 公共職業安定所は、同意雇用開発促進地域内に居住する求職者の速やかな就職を容易にするため、雇用情報の提供、求人の開拓、職業指

#### （職業訓練の実施）

第十条 国及び雇用・能力開発機構は、同意雇用機会増大促進地域内に居住する求職者に対して迅速かつ効果的な職業訓練を実施するため、訓練時期、訓練期間、職業訓練に係る職種、委託訓練等について特別の措置を講ずるものとする。

2  
（略）

#### （職業紹介等の実施）

第十一条 公共職業安定所は、同意雇用機会増大促進地域内に居住する求職者の速やかな就職を容易にするため、雇用情報の提供、求人の開拓、

導及び就職のあつせんを行う等必要な措置を講ずるものとする。

第四章 自発雇用創造地域に係る地域雇用開発のための措置

(削る)

職業指導及び就職のあつせんを行う等必要な措置を講ずるものとする。

第四章 能力開発就職促進地域に係る地域雇用開発のための措置

(地域雇用開発のための助成及び援助)

第十二条 政府は、第六条第四項の規定による同意を得た地域能力開発就職促進計画（同条第七項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの。以下この項において「同意地域能力開発就職促進計画」という。）に係る能力開発就職促進地域（以下「同意能力開発就職促進地域」という。）における地域雇用開発を促進するため、次に掲げる事業主に対して、雇用保険法第六十三条の能力開発事業として、必要な助成及び援助を行うものとする。

一 同意能力開発就職促進地域内に所在する事業所に当該同意能力開発就職促進地域内に居住する求職者を雇入れ、かつ、同意能力開発就職促進計画で定められた就職促進対象職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させるための教育訓練の実施その他の措置を講ずる事業主

二 同意能力開発就職促進地域内に所在する事業所に雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者（以下「被保険者」という。）として雇用されることとなつている者（当該同意能力開発就職促進地域内に居住しているものに限る。）について、前号に規定する教育訓練の実施その他の措置を講ずる当該事業所の事業主

2 政府は、独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第百七

(削る)

(地域雇用開発のための事業)

第十条 政府は、第六条第五項の規定による同意を得た地域雇用創造計画(同条第八項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの。以下「同意地域雇用創造計画」という。)に係る自発雇用創造地域(以下「同意自発雇用創造地域」という。)における地域雇用開発を促進するため、当該同意地域雇用創造計画に係る地域雇用創造協議会からの提案に係る事業が当該同意自発雇用創造地域内に居住する求職者に対する当該同意自発雇用創造地域内に所在する事業所に係る求人に関する情報の提供又は就職に必要な知識及び技能を習得させるための講習の実

十号)及びこれに基づく命令で定めるところにより、前項各号に掲げる事業の全部又は一部を独立行政法人雇用・能力開発機構に行わせるものとする。

(職業訓練に係る特別の措置)

第十三条 国及び独立行政法人雇用・能力開発機構は、同意能力開発就職促進地域内に居住する求職者の就職を容易にするため、同意能力開発就職促進地域において公共職業安定所その他の関係行政機関及び関係事業主団体等との連携の下に行う必要な職業訓練の迅速かつ効果的な実施について、特別の措置を講ずるものとする。

2 国は、都道府県が前項の措置に相当する措置を講ずることを奨励するため、当該措置を講ずる都道府県に対して、必要な助成及び援助を行うように努めるものとする。

施その他の厚生労働省令で定める事業に該当する場合であつて、厚生労働大臣が当該同意自発雇用創造地域における雇用の創造に資するために適当であると認めるものであるときは、当該事業を雇用保険法第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業として行うものとする。

2 政府は、厚生労働省令で定めるところにより、前項に規定する事業の全部又は一部を当該地域雇用創造協議会又は当該同意自発雇用創造地域において雇用の創造に資する事業を行う団体（当該地域雇用創造協議会の提案に係る団体であつて、厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）に委託することができる。

（準用）

第十一条 第八条及び第九条の規定は、同意自発雇用創造地域内に居住する求職者について準用する。

（委託募集の特例）

第十二条 地域中小企業団体の構成員である中小企業者が、当該地域中小企業団体をして当該同意自発雇用創造地域における地域重点分野に属する事業に係る職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を有する労働者の募集を行わせようとする場合において、当該地域中小企業団体が同意地域雇用創造計画に従つて当該募集に従事しようとするときは、職

（準用）

第十四条 第十条及び第十一条の規定は、同意能力開発就職促進地域内に居住する求職者について準用する。この場合において、同条中「雇用情報提供、求人の開拓」とあるのは、「雇用情報の提供」と読み替えるものとする。



業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小企業者については、適用しない。

2 この条及び次条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 中小企業者 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。

二 地域中小企業団体 地域雇用創造協議会を構成する事業協同組合等であつて、第六条第二項第八号の規定により同意地域雇用創造計画で定められたものをいう。

3 第一項の地域中小企業団体は、当該募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

4 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」

とあるのは「地域雇用開発促進法第十二条第三項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

5 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同条中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「地域雇用開発促進法第十二条第三項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

第十三条 公共職業安定所は、前条第三項の規定により労働者の募集に従事する地域中小企業団体に対して、雇用情報、職業に関する調査研究成果等を提供し、かつ、これに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施の促進に努めなければならない。

（地域再生に係る措置との総合的な実施）

第十四条 国は、この章に定める措置と別に講ぜられる地域の活力の再生を推進するための措置とを総合的かつ効果的に講ずるよう努めるものとする。

(地域求職活動援助事業)

第十五条 政府は、第七条第四項の規定による同意を得た地域求職活動援助計画(同条第七項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの。次項において「同意地域求職活動援助計画」という。)に係る求職活動援助地域(以下「同意求職活動援助地域」という。)における地域雇用開発を促進するため、当該同意求職活動援助地域内に居住する求職者に関し、雇用保険法第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一 同意求職活動援助地域内に所在する事業所の事業の概要及び当該事業所に係る求人に関する情報を収集し、並びに当該同意求職活動援助地域内に居住する求職者に対し提供すること。

二 同意求職活動援助地域内に居住する求職者に対して、就職を容易にするために必要な知識及び技能を習得させるための講習を行うこと。

三 同意求職活動援助地域内に所在する事業所の事業主が当該事業所の事業の概要及び当該事業所において従事すべき業務の内容その他当該事業所に係る求人の内容について当該同意求職活動援助地域内に居住する求職者に対し説明を行うための説明会を開催すること。

四 前三号に掲げるもののほか、同意求職活動援助地域内に居住する求職者の就職を容易にするための事業を行うこと。

2 政府は、厚生労働省令で定めるところにより、前項各号に掲げる事業の全部又は一部を同意地域求職活動援助計画に定められた地域就職援助団体等に委託することができる。

(準用)

第十六条 第十一条の規定は、同意求職活動援助地域内に居住する求職者について準用する。この場合において、同条中「雇用情報の提供、求人の開拓」とあるのは、「第七条第二項第四号に規定する地域就職援助団体等と連携した雇用情報の提供」と読み替えるものとする。

第六章 高度技能活用雇用安定地域に係る地域雇用開発のための措置

(地域雇用開発のための助成及び援助)

第十七条 政府は、第八条第四項の規定による同意を得た地域高度技能活用雇用安定計画(同条第七項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの)に係る高度技能活用雇用安定地域(以下「同意高度技能活用雇用安定地域」という。)における地域雇用開発を促進するため、雇用保険法第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一 同意高度技能活用雇用安定地域内に所在する事業所に職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を有する者を置き、又は当該同意高度技能活用雇用安定地域内において必要な設備若しくは福祉施設の設置若しくは整備を行い、かつ、同意高度技能活用雇用安定地域内に居住する求職者を雇い入れる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと。

第五章 雑則

二 同意高度技能活用雇用安定地域内に所在する事業所に雇用されている高度技能労働者その他の労働者又は当該事業所に被保険者として雇用されることとなつている者(当該同意高度技能活用雇用安定地域内に居住しているものに限る。)について、職業に関し新たに必要な高度の技能及び知識を習得させるための教育訓練の実施その他の措置を講ずる当該事業所の事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと<sup>9</sup>

2 政府は、独立行政法人雇用・能力開発機構法及びこれに基づく命令で定めるところにより、前項各号に掲げる事業の全部又は一部を独立行政法人雇用・能力開発機構に行わせるものとする。

(準用)

第十八条 第十一条の規定は、同意高度技能活用雇用安定地域内に居住する求職者について準用する。

(基盤的技術産業集積の活性化に係る措置との総合的な実施)

第十九条 国は、この章に定める措置と別に講ぜられる製造業の発展を支える技術を有する事業者の集積の活性化を促進するための措置とを総合的かつ効果的に講ずるよう努めるものとする。

第七章 雑則

第十五条 国は、この法律に定める措置と別に講ぜられる地域における産業集積の形成及び活性化を促進するための措置その他の地域の活性化に資する措置とを総合的かつ効果的に講ずるよう努めるものとする。

(協力)

第十六条 公共職業安定所、都道府県、市町村及び独立行政法人雇用・能力開発機構は、同意雇用開発促進地域及び同意自発雇用創造地域における地域雇用開発の促進に必要な施策が円滑かつ効果的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(地方公共団体への援助)

第十七条 国は、地域雇用開発計画又は地域雇用創造計画を策定しようとし、又は策定した都道府県又は市町村に対し、雇用開発促進地域又は自発雇用創造地域における地域雇用開発を促進するための措置に関し必要な情報提供、助言その他の援助を行うように努めなければならない。

2 都道府県は、地域雇用創造計画を策定しようとし、又は策定した市町村に対し、自発雇用創造地域における地域雇用開発を促進するための措置に関し必要な情報提供、助言その他の援助を行うことができる。

(船員となろうとする者に関する特例)

第十八条 船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第一項に規定する船員（以下「船員」という。）となろうとする者に関しては

(協力)

第二十条 公共職業安定所、都道府県及び独立行政法人雇用・能力開発機構は、同意雇用機会増大促進地域、同意能力開発就職促進地域、同意求職活動援助地域及び同意高度技能活用雇用安定地域における地域雇用開発の促進に必要な施策が円滑かつ効果的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(船員となろうとする者に関する特例)

第二十一条 船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第一項に規定する船員（以下「船員」という。）となろうとする者に関しては

、第四条第一項並びに同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第九条（第十一条において準用する場合を含む。）中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局（運輸監理部を含む。）」と、第十六条中「公共職業安定所、都道府県、市町村及び独立行政法人雇用・能力開発機構」とあるのは「地方運輸局（運輸監理部を含む。）」、都道府県及び市町村」とする。

2 その地域内に居住する求職者のうち、船員となろうとする者の占める割合が相当程度のものである地域に係る地域雇用開発計画及び地域雇用創造計画については、第五条第一項並びに同条第四項及び第五項（これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。）並びに第七項並びに第六条第一項並びに同条第五項及び第六項（これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。）並びに第八項中「厚生労働大臣」とあるのは、「厚生労働大臣及び国土交通大臣」とする。

（権限の委任）

第十九条 （略）

は、第四条第一項並びに同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第十一条（第十四条、第十六条及び第十八条において準用する場合を含む。）中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局（運輸監理部を含む。）」と、前条中「公共職業安定所、都道府県及び独立行政法人雇用・能力開発機構」とあるのは「地方運輸局（運輸監理部を含む。）及び都道府県」とする。

2 その地域内に居住する求職者のうち、船員となろうとする者の占める割合が相当程度のものである地域に係る地域雇用機会増大計画、地域能力開発就職促進計画、地域求職活動援助計画及び地域高度技能活用雇用安定計画については、第五条第一項並びに同条第四項及び第五項（これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。）並びに第七項、第六条第一項並びに同条第四項及び第五項（これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。）並びに第七項、第七條第一項並びに同条第四項及び第五項（これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。）並びに第七項中「厚生労働大臣」とあるのは、「厚生労働大臣及び国土交通大臣」とする。

（権限の委任）

第二十二條 （略）

## 第六章 罰則

第二十条 第十二条第四項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第三項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十二条第四項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかつた者

三 第十二条第四項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第二十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第四項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第十二条第四項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者



第二十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

三 地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）

| 改 正 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 現 行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（地域雇用創造計画）</p> <p>第六条 （略）</p> <p>2 地域雇用創造計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 七 （略）</p> <p>八 地域雇用創造協議会を構成する事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で第十二条第二項第一号に規定する中小企業者を直接若しくは間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）（以下この号及び同項第二号において「事業協同組合等」という。）が同条第三項の規定により労働者の募集に従事しようとする場合にあつては、当該事業協同組合等に関する事項</p> <p>3 9 （略）</p> | <p>（地域雇用創造計画）</p> <p>第六条 （略）</p> <p>2 地域雇用創造計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 七 （略）</p> <p>八 地域雇用創造協議会を構成する事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された社団法人で第十二条第二項第一号に規定する中小企業者を直接若しくは間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）（以下この号及び同項第二号において「事業協同組合等」という。）が同条第三項の規定により労働者の募集に従事しようとする場合にあつては、当該事業協同組合等に関する事項</p> <p>3 9 （略）</p> |

| 改正案         | 現行                                                                                                                                                                                                               |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(削る)</p> | <p>(法務大臣の連絡又は協力)</p> <p>第五十三条の二 厚生労働大臣は、労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整等を図るため、法務大臣に対し、労働に従事することを目的として在留する外国人の出入国に関する必要な連絡又は協力を求めることができる。</p> <p>② 法務大臣は、前項の規定による連絡又は協力を求められたときは、本来の任務の遂行を妨げない範囲において、できるだけその求めに応じなければならない。</p> |

| 改 正 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 現 行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(業務等)</p> <p>第四十二条 (略)</p> <p>3 前項の規定による無料の職業紹介事業に関しては、シルバー人材セン<br/>ターを職業安定法第四条第七項に規定する職業紹介事業者若しくは同法<br/>第三十三条の二第一項各号に掲げる施設の長又は雇用対策法第二条に規<br/>定する職業紹介機関と、前項の規定による届出を職業安定法第三十三<br/>条の二第一項の規定による届出とみなして、同法第五条の二から第五<br/>条の七まで、第三十三条の二第三項及び第五項から第七項まで、第三十三<br/>条の五から第三十四条まで、第四十八条から第四十八条の四まで、第五<br/>十条の二並びに第六十五条から第六十七条までの規定並びに雇用対策<br/>法第二章の規定を適用する。この場合において、職業安定法第三十三<br/>条の二第三項中「同項の規定」とあり、並びに同条第五項及び第七項中「第<br/>一項の規定」とあるのは「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第四<br/>十二条第二項の規定」とする。</p> | <p>(業務等)</p> <p>第四十二条 (略)</p> <p>3 前項の規定による無料の職業紹介事業に関しては、シルバー人材セン<br/>ターを職業安定法第四条第七項に規定する職業紹介事業者若しくは同法<br/>第三十三条の二第一項各号に掲げる施設の長又は雇用対策法第二条に規<br/>定する職業紹介機関と、前項の規定による届出を職業安定法第三十三<br/>条の二第一項の規定による届出とみなして、同法第五条の二から第五<br/>条の七まで、第三十三条の二第三項及び第五項から第七項まで、第三十三<br/>条の五から第三十四条まで、第四十八条から第四十八条の四まで、第五<br/>十条の二並びに第六十五条から第六十七条までの規定並びに雇用対策<br/>法第三章の規定を適用する。この場合において、職業安定法第三十三<br/>条の二第三項中「同項の規定」とあり、並びに同条第五項及び第七項中「第<br/>一項の規定」とあるのは「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第四<br/>十二条第二項の規定」とする。</p> |

六 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）

| 改 正 案                                                                                                                                                     | 現 行                                                                                                                                                       |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（職業安定法の規定の読替え適用等）</p> <p>第三十条 （略）</p> <p>2 建設業務有料職業紹介事業者が行う建設業務有料職業紹介事業に関しては、建設業務有料職業紹介事業者を雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関とみなして、同法第二章の規定を適用する。</p> | <p>（職業安定法の規定の読替え適用等）</p> <p>第三十条 （略）</p> <p>2 建設業務有料職業紹介事業者が行う建設業務有料職業紹介事業に関しては、建設業務有料職業紹介事業者を雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関とみなして、同法第三章の規定を適用する。</p> |

七 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）

| 改 正 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 現 行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（所掌事務）</p> <p>第四条 厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>五十二 削除</p> <p>2 （略）</p> <p>（労働政策審議会）</p> <p>第九条 労働政策審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、労働災害防止団体法（昭和三十九年法律第百十八号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）、中小企業退職金共済法、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成十年法律第四十六号）、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の</p> | <p>（所掌事務）</p> <p>第四条 厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>五十二 雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第八条第一項に規定する雇用対策基本計画の策定及び推進に関すること。</p> <p>2 （略）</p> <p>（労働政策審議会）</p> <p>第九条 労働政策審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、労働災害防止団体法（昭和三十九年法律第百十八号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）、中小企業退職金共済法、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成十年法律第四十六号）、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の</p> |

就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）、港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）、看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）、雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）、職業能力開発促進法、勤労青少年福祉法（昭和四十五年法律第九十八号）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）及び家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2  
(略)

就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）、地域雇用開発促進法、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）、港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）、看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）、雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）、職業能力開発促進法、勤労青少年福祉法（昭和四十五年法律第九十八号）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）及び家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2  
(略)

| 改 正 案                                                                                                                                                                                                                                                         |     |     | 現 行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |     |     |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|
| <p>（地域雇用開発促進法の特例）</p> <p>第八十二条 沖縄における地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）の規定の適用については、同法第二条第二項第一号中「<u>自然的経済的社会的条件</u>」とあるのは、「<u>経済的社会的条件</u>」とする。</p> <p>附 則</p> <p>（この法律の失効）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 次の表の中欄に掲げる事項については、同表の下欄に掲げる規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。</p> |     |     | <p>（地域雇用開発促進法の特例）</p> <p>第八十二条 沖縄における地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）の規定の適用については、同法第二条第二項第一号及び第三項第一号中「<u>自然的経済的社会的条件</u>」とあるのは「<u>経済的社会的条件</u>」と、同条第四項中「雇用機会増大促進地域に該当する地域以外の地域のうち、次に」とあるのは「次に」と、同項第一号中「<u>自然的経済的社会的条件</u>」とあるのは「<u>経済的社会的条件</u>」とする。</p> <p>附 則</p> <p>（この法律の失効）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 次の表の中欄に掲げる事項については、同表の下欄に掲げる規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。</p> |     |     |
| 三                                                                                                                                                                                                                                                             | （略） | （略） | 三                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | （略） | （略） |
| この法律の失効前に第八十二条の規定により適用される地域雇用開発促進法第五                                                                                                                                                                                                                          |     |     | この法律の失効前に第八十二条の規定により適用される地域雇用開発促進法第五                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |     |     |
| 第八十二条                                                                                                                                                                                                                                                         |     |     | 第八十二条                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |     |     |



|          |     |                             |
|----------|-----|-----------------------------|
| 3<br>(略) | (略) | 条第四項の規定による同意を得た地域雇<br>用開発計画 |
|          | (略) |                             |
|          | (略) |                             |

|          |     |                                                                                                        |
|----------|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3<br>(略) | (略) | 条第四項の規定による同意を得た地域雇<br>用機会増大計画、同法第六条第四項の規<br>定による同意を得た地域能力開発就職促<br>進計画又は第七条第四項の規定による同<br>意を得た地域求職活動援助計画 |
|          | (略) |                                                                                                        |
|          | (略) |                                                                                                        |

九 独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）

| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（業務の範囲）</p> <p>第十一条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一五（略）</p> <p>六 地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）<u>第七条第一項</u>（厚生労働省令で定める事業主に係るものに限る。）及び中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）<u>第七条第一項各号に掲げる事業を行うこと。</u></p> <p>七十（略）</p> <p>二五（略）</p> <p>附則</p> <p>（雇用・能力開発機構の解散等）</p> <p>第三条（略）</p> <p>二一（略）</p> <p>12 機構は、財形勘定（次条第十項の規定により読み替えて適用する第十三条に規定する特別の勘定のうち財形業務（第十一条第三項に規定する業務並びに次条第一項第一号及び第二項第四号から第八号までに掲げる</p> | <p>（業務の範囲）</p> <p>第十一条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一五（略）</p> <p>六 地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）<u>第十二条第一項及び第十七条第一項第二号並びに中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）</u> <u>第七条第一項各号に掲げる事業を行うこと。</u></p> <p>七十（略）</p> <p>二五（略）</p> <p>附則</p> <p>（雇用・能力開発機構の解散等）</p> <p>第三条（略）</p> <p>二一（略）</p> <p>12 機構は、財形勘定（次条第九項の規定により読み替えて適用する第十三条に規定する特別の勘定のうち財形業務（第十一条第三項に規定する業務並びに次条第一項第一号及び第二項第四号から第八号までに掲げる</p> |

業務をいう。)に係るものをいう。以下この項において同じ。)において、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該利益に相当する額を限度として厚生労働大臣の承認を受けた額を財形勘定から一般勘定(同条第十項の規定により読み替えて適用する第十三条に規定する特別の勘定以外の一般の勘定をいう。)に繰り入れることができる。ただし、当該繰入れの累計額は、厚生労働省令で定める額を超えることができない。

13  
16 (略)

(業務の特例等)

第四条 (略)

2 (略)

3 機構は、第十一条第一項、第三項及び第四項並びに前二項に規定する業務のほか、雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号。以下この項において「改正法」という。

(附則第十四条の規定による改正前の第十一条第一項第六号に掲げる業務(改正法の施行の際改正法第二条の規定による改正前の地域雇用開発促進法第十七条第一項に規定する同意高度技能活用雇用安定地域であった地域において、改正法附則第五条の規定によりなお従前の例により行われるものに限る。)が終了するまでの間、当該業務(これに附帯する業務を含む。)を行うものとする。

4 機構は、第七項の規定により宿舍等勘定(第十項の規定により読み替えて適用する第十三条に規定する特別の勘定のうち宿舍等業務(第一項

業務をいう。)に係るものをいう。以下この項において同じ。)において、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該利益に相当する額を限度として厚生労働大臣の承認を受けた額を財形勘定から一般勘定(同条第九項の規定により読み替えて適用する第十三条に規定する特別の勘定以外の一般の勘定をいう。)に繰り入れることができる。ただし、当該繰入れの累計額は、厚生労働省令で定める額を超えることができない。

13  
16 (略)

(業務の特例等)

第四条 (略)

2 (略)

3 機構は、第六項の規定により宿舍等勘定(第九項の規定により読み替えて適用する第十三条に規定する特別の勘定のうち宿舍等業務(第一項

第二号及び第三号に掲げる業務をいう。以下同じ。)に係るものをいう。  
。以下同じ。)を廃止するまでの間の各事業年度において、宿舍等勘定に属する承継資産のうち前条第六項第三号の厚生労働省令で定めるもの(第六項において「対象資産」という。)を処分した場合には、当該処分を行った事業年度の終了の日(宿舍等勘定を廃止する事業年度にあつては、当該廃止の日。第六項において同じ。)において、それぞれ当該事業年度に行った当該処分により生じた収入の総額から政令で定めるところにより厚生労働大臣が定める額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

5| (略)

6| 機構が第四項の処分を行った場合には、各事業年度に処分した対象資産に係る前条第六項第三号の価額(処分した対象資産が複数であるときは、その価額の合計額)については、当該処分を行った事業年度の終了の日において、機構に対する政府の出資はなかったものとし、機構は、その額により資本金を減少するものとする。

7| 9| (略)

10| 第一項から第三項までの規定により機構が第一項から第三項までに規定する業務を行う場合には、第十一条第二項中「前項」とあるのは「前項並びに附則第四条第一項第二号、第三号及び第五号、第二項第一号及び第二号並びに第三項」と、「又は同法第六十三条の規定による能力開発事業」とあるのは「、同法第六十三条の規定による能力開発事業又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号)附則第六条第一項の規定による暫定雇用福祉事業」と、第十二条第一項中「

第二号及び第三号に掲げる業務をいう。以下同じ。)に係るものをいう。  
。以下同じ。)を廃止するまでの間の各事業年度において、宿舍等勘定に属する承継資産のうち前条第六項第三号の厚生労働省令で定めるもの(第五項において「対象資産」という。)を処分した場合には、当該処分を行った事業年度の終了の日(宿舍等勘定を廃止する事業年度にあつては、当該廃止の日。第五項において同じ。)において、それぞれ当該事業年度に行った当該処分により生じた収入の総額から政令で定めるところにより厚生労働大臣が定める額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4| (略)

5| 機構が第三項の処分を行った場合には、各事業年度に処分した対象資産に係る前条第六項第三号の価額(処分した対象資産が複数であるときは、その価額の合計額)については、当該処分を行った事業年度の終了の日において、機構に対する政府の出資はなかったものとし、機構は、その額により資本金を減少するものとする。

6| 8| (略)

9| 第一項及び第二項の規定により機構が第一項及び第二項に規定する業務を行う場合には、第十一条第二項中「前項」とあるのは「前項並びに附則第四条第一項第二号、第三号及び第五号並びに第二項第一号及び第二号」と、「又は同法第六十三条の規定による能力開発事業」とあるのは「、同法第六十三条の規定による能力開発事業又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号)附則第六条第一項の規定による暫定雇用福祉事業」と、第十二条第一項中「前条第三項第一号

前条第三項第一号」とあるのは「前条第三項第一号並びに附則第四条第一項第一号、第四号及び第五号並びに第二項第三号及び第八号」と、第十三条中「第十一条第三項に規定する業務」とあるのは「財形業務（第十一条第三項に規定する業務並びに附則第四条第一項第一号及び第二項第四号から第八号までに掲げる業務をいう。）並びに附則第四条第一項第二号及び第三号に掲げる業務」と、「特別」とあるのは「それぞれ特別」と、第十四条第一項及び第二十八条第二号中「第十一条第一項、第三項及び第四項」とあるのは「第十一条第一項、第三項及び第四項並びに附則第四条第一項から第三項まで」と、第十五条第一項及び第三項中「第十一条第三項第一号」とあるのは「第十一条第三項第一号並びに附則第四条第一項第一号及び第二項第八号」とする。

「とあるのは「前条第三項第一号並びに附則第四条第一項第一号、第四号及び第五号並びに第二項第三号及び第八号」と、第十三条中「第十一条第三項に規定する業務」とあるのは「財形業務（第十一条第三項に規定する業務並びに附則第四条第一項第一号及び第二項第四号から第八号までに掲げる業務をいう。）並びに附則第四条第一項第二号及び第三号に掲げる業務」と、「特別」とあるのは「それぞれ特別」と、第十四条第一項及び第二十八条第二号中「第十一条第一項、第三項及び第四項」とあるのは「第十一条第一項、第三項及び第四項並びに附則第四条第一項及び第二項」と、第十五条第一項及び第三項中「第十一条第三項第一号」とあるのは「第十一条第三項第一号並びに附則第四条第一項第一号及び第二項第八号」とする。

十 独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）

| 改 正 案                                                                                                                                                                                                  | 現 行                                                                                                                                                                                                    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>附 則</p> <p>（業務の特例等）</p> <p>第七条 機構は、第十三条に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。</p> <p>一 五 （略）</p> <p>六 独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第四条第十項の規定により読み替えて適用される同法第十二条第一項の規定による委託に基づき、次の業務を行うこと。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>2 16 （略）</p> | <p>附 則</p> <p>（業務の特例等）</p> <p>第七条 機構は、第十三条に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。</p> <p>一 五 （略）</p> <p>六 独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第四条第九項の規定により読み替えて適用される同法第十二条第一項の規定による委託に基づき、次の業務を行うこと。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>2 16 （略）</p> |

| 改 正 案                                                                                                                                                                                             | 現 行                                                                                                                                                                                               |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>附 則</p> <p>（労働保険特別会計の雇用勘定の歳入の特例）</p> <p>第十九条 独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第四条第四項、第七項又は第八項の規定による国庫への納付が行われる会計年度における第十九条第二項第一号チの規定の適用については、同号チ中「第十四条第三項の規定」とあるのは、「第十四条第三項並びに同法附則第四条第四項、第七項及び第八項の規定」とする。</p> | <p>附 則</p> <p>（労働保険特別会計の雇用勘定の歳入の特例）</p> <p>第十九条 独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第四条第三項、第六項又は第七項の規定による国庫への納付が行われる会計年度における第十九条第二項第一号チの規定の適用については、同号チ中「第十四条第三項の規定」とあるのは、「第十四条第三項並びに同法附則第四条第三項、第六項及び第七項の規定」とする。</p> |

